

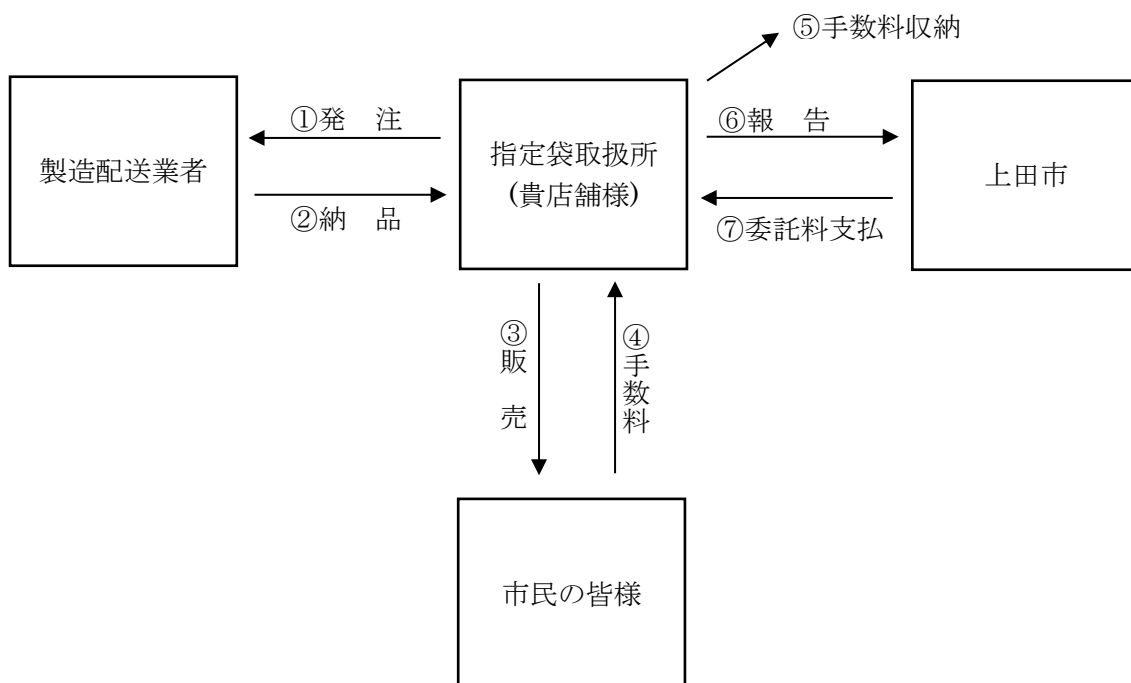
上田市ごみ指定袋取扱マニュアル（委託契約書別紙委託業務処理要領）

はじめに

上田市ではごみの有料化を行っており、市民の皆様は有料ごみ指定袋（以下、指定袋とする）を購入することで「ごみ処理手数料」を納入することとなっています。皆様には、「上田市ごみ指定袋取扱所」として、指定袋を販売することにより、市に代わって市民の皆様からごみ処理手数料の徴収（手数料徴収事務委託）をしていただきます。

このマニュアルでは、指定袋の発注、納品、販売、ごみ処理手数料の徴収、収納、委託料の請求まで、手順に沿って御説明します。

（事務処理の流れの概略図）



① 発注


- (1) 発注単位は1箱（50組入）です。
- (2) 発注は、所定の様式により原則としてFAXでお願いします。FAX機器がない場合のみ電話にてお願いします。（FAX、電話共にフリーダイヤル。）

② 納品

- (1) 発注後、発注日を除く2営業日（製造配送業者）以内に納品となります。
- (2) 納品の際には、数量の確認を十分に行い、伝票2枚に受領印を押してください。

③ 販 売

指定袋の名称及び価格（ごみ処理手数料金）表

名 称	サイズ等	価格（10枚入1組）
燃やせるごみ	小	250円
	中	350円
	大	500円
	事業系用	1,000円
 マークつきプラスチックごみ	小	50円
	大	100円
燃やせないごみ	小	250円
	大	500円

④ 手数料の徴収

販売は通常の商品と同じように販売いただき、販売をとおしてごみ処理手数料を徴収していただきます。

⑤ 手数料の収納

毎月初めに、前月一ヶ月分の徴収済ごみ処理手数料（販売代金）を集計し全額市役所にお振込みいただきます。なお、お振込みには次の指定金融機関等を御利用ください。所定の様式「現金払込票」を使用いただくことで振込手数料が免除されます。

指定金融機関等	
・八十二銀行本店及び各支店	・長野銀行本店及び各支店
・上田信用金庫本店及び各支店	・長野県信用組合本店及び各支店
・信州うえだ農業協同組合本所及び各支所	・長野県労働金庫本店及び各支店
・三井住友銀行本店及び各支店	・ゆうちょ銀行・郵便局（長野・新潟県内に限る）
・群馬銀行本店及び各支店	

⑥ 報 告（重要）

(1) ごみ処理手数料の徴収（指定袋の販売）状況等を、毎月御報告（前月末締、10日報告期限）いただきます。報告に必要な書類は、次の2種類（計3枚）です。

- ・「現金払込票」（B票） 1枚
- ・「ごみ処理手数料徴収内訳報告書兼委託料請求書」（市提出用） 2枚

(2) 「現金払込票」は3枚複写（A～C票）となっており、上の指定金融機関等でお振込みいただくと、上の2枚（A・B票）が手元に戻ってきますので、そのうちのB票を市役所へ御提出ください。A票は領収証書となりますので保管してください。

A票 → 貴店舗にて保管（5年間）

B票 → 市役所へ提出

C票 → 銀行で徴収

※記入の際は、別紙（記入例）を御参照ください。

(3) 「ごみ処理手数料徴収内訳報告書兼委託料請求書」も3枚複写となっており、内容の御記入と代表者様印（契約書と同じ印）を押印のうえ、上の2枚（市提出用）を市役所へ御提出ください。3枚目は控えとして保管してください。

1～2枚目 → 市役所へ提出

3枚目 → 貴店舗にて保管（5年間）

※記入の際は、別紙（記入例）を御参照ください。

※訂正をする際は、訂正箇所には二重線を引き、代表者印と同様の印にて押印ください。

また、徴収金額合計、委託料請求額の訂正は不可ですので改めて、お書き願います。

(4) (1) のとおり、「現金払込票」（B票）と「ごみ処理手数料徴収内訳報告書兼委託料請求書」（市提出用）の計3枚を毎月10日までに次の窓口へ御提出ください。

報告書類受付窓口

- ・ 廃棄物対策課（上田クリーンセンター内）
- ・ 環境政策課（市役所本庁舎内）
- ・ 豊殿、塩田、川西地域自治センター
- ・ 丸子地域自治センター市民サービス課
- ・ 真田地域自治センター市民サービス課
- ・ 武石地域自治センター市民サービス課

※郵送の場合は

〒386-0025 長野県上田市天神 3-11-31（上田クリーンセンター内）上田市廃棄物対策課宛

⑦ 委託料お支払い

貴店舗様からの御報告を受け、月末に市から委託料（ごみ処理手数料徴収額に8%を乗じて得た額に消費税および地方消費税を加えた額）をお支払いします。御報告が各月の10日以降へ遅延した場合は委託料のお支払いが翌月末となりますので御注意ください。

委託料は予め御指定いただいた口座に振り込みますので、指定口座を変更する場合には必ず御連絡ください。

その他

(1) 指定袋の代金は、あくまで「ごみ処理手数料」であることから、「粗品」「景品」「バラ売り」「値引き販売」等はしないようにお願いします。

(2) 不良品等のクレームは直接製造配送業者に問い合わせください。

(3) 常に実在庫数と報告書の内容が一致するようお願いいたします。市が在庫検査を行うことがあります。

(4) 「ごみ処理手数料徴収内訳報告書兼委託料請求書」及び「現金払込票」は5年間の保存をお願いします。

(5) 御質問、御意見、御要望、その他何かありましたら、次まで御連絡ください。

上田市 廃棄物対策課 リサイクル推進係 0268-22-0666